

様式第1号別紙1（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 秋田県移住・就業支援事業実施要領及び仙北市就業者等移住支援金交付要綱に基づく事業の実施に関する報告及び立入調査について、秋田県及び仙北市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、仙北市就業者等移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金（地方創生推進交付金対象分をいう。以下同じ。）の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に仙北市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）秋田県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に仙北市外に転出した場合：半額
- 3 上記2の誓約事項が遵守されているか確認するために、仙北市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- 4 住所、就業先等の移住支援金の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を秋田県及び仙北市に報告することに同意します。